



# Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室  
TEL : 03-6213-0511 FAX : 03-6213-0512 MAIL : office@sasanami-law.com  
URL <https://www.sasanami-law.com>

表紙写真：高燈籠（常燈明台）

2026 Winter  
**No.19**



Column

01

## 「下請法」から「取適法」へ ～「下請法」が「取適法」へ改正され、 令和8年1月1日より施行されます～

弁護士 藤川和之



### 1 はじめに

令和7年5月16日、「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」と表記します。)を改正する法案が国会で可決されました。

今回改正された下請法(後記のとおり、今回の改正にともない法律の名称も「取適法」へ変わります。)は、本年(令和8年)1月1日付で施行されますが、改正により法律の名称が変わるだけでなく、規制対象となる取引が拡大され、発注者側の禁止事項も追加されるなど、その改正内容は多岐にわたるもので、実務への影響も大変大きなものとなります。

皆様が本コラムをご覧になるときには、既に改正法が施行された後となりますので、このところ下請法に関する当事務所へのご相談もかなりの件数にのぼっており、皆様の関心も高いように思われますので、あらためて今回の法改正の内容を皆様にご紹介させていただきます。

### 2 改正の経緯・目的など

- (1)「下請法」は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的として、昭和31年に制定されました。
- (2)そもそも、下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、優越的地位の濫用行為に該当し、独占禁止法によって規制されておりますが、同法により規制する場合は、その行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があります。

ただ、この認定には、相当の期間を必要とし、問題解決の時機を逸するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあります。そのため、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手續が必要であると考えられ、独占禁止法の補完法として下請法が制定されました。

- (3)下請法は、規制対象となる取引を明確にするとともに、違反行為の類型を具体的に法定することにより、制定

以来、何度かの法改正を経ながら、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を進めてまいりました。

しかしながら、近年、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の下請事業者の事業経費が急激に上昇しているところ、大企業から下請事業者への発注費の増額がこれに追いつかない結果、下請事業者の経営が大変厳しい状況となっております。そこで、かかる事態に対処するため、従前の下請法では規制の対象とはされていなかった「大企業による一方的な価格決定行為」を新たに規制の対象とする等、下請法の大幅な法改正が行われることになりました。

### 3 今回の改正事項の概要

今回の改正により変更となる主な事項は以下のとおりとなります。

#### (1)「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

そもそも「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという印象を与えるとの指摘があり、また、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっていることを受け、まず、法律名について、「下請代金支払遅延等防止法」が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称「取適法」)へと改正されました。

また、用語についても、「親事業者」が「委託事業者」、「下請事業者」が「中小受託事業者」、「下請代金」が「製造委託等代金」へとそれぞれ改正されました。

#### (2)適用対象取引(「運送委託」)の追加【新第2条第5項、第6項関係】

発荷主から元請運送事業者への委託は、「自家使用役務」として従前の下請法の規制対象の取引とはされていなかったところ(独占禁止法の物流特殊指定で対応)、立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされている等、荷主・物流事業者間の問題が顕在化しておりました。

そこで、今回の改正では、規制対象となる取引類型が新たに追加され、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が、「特定運送委託」として取適法の規制対象となりました。

### (3) 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

従前の下請法では、一定の資本金要件を満たす当事者間の取引を規制の対象としておりましたが、その結果として、実質的には事業規模は大きいものの資本金が少額である事業者が発注者となる場合には従前の下請法の規制対象外となっていました。また、あえて発注者が減資し、あるいは受注者に増資を求めることにより従前の下請法の規制を免れようとする悪質なケースも見られました。

そこで、今回の改正により、規制の対象となる取引における当事者の要件が見直され、資本金にかかわらず、常時使用する従業員が300人超の企業から常時使用する従業員が300人以下の企業(または個人)に対する委託取引についても取適法の規制対象となります(なお、プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く情報成果物作成委託・役務提供委託においては、基準となる従業員数は100人となります。)。

### (4) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

今回の法改正の目的でも触れましたが、労務費や原材料費等の事業コストが急激に上昇している中で、委託事業者が協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりすることにより、中小受託事業者側の経営が悪化する事態が生じてきました。

そのため、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、委託事業者が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為が、新たに禁止事項として追加されました。

この改正により、取引当事者間で一旦、決定された製造委託等代金が減額されない場合であっても、中小受託事業者から協議を求められたにもかかわらず委託事業者がこれに応じない場合には法違反となるケースが出てまいりますのでご注意ください。

### (5) 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

委託事業者は、製造委託等代金の支払期日について、発注した物品等の受領日から60日以内で定めなければならず、かつ支払いを遅延してはならないと規定されております。

これは、改正前の下請法においても規定されていたものですが、委託事業者が支払手段として手形等を用いることにより、中小受託事業者側に資金繰りの負担を求めるという商慣習が続いておりました。

そこで、今回の法改正により、委託事業者が、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する代金と引き換えることが困難であるものを使用することは、支払遅延に該当し、禁止されることになりました。

この改正で、取適法の規制対象となる取引では手形の使用が一切認められることになりましたのでご注意ください。

### (6) その他の改正点等

- ①専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加されました。【新第2条第1項関係】
- ②書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能となりました。【新第4条関係】
- ③委託事業者が中小受託事業者に責任がないのに製造委託等代金の額を減額した場合、起算日(減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日)から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、減じた額に対して遅延損害金を支払う義務を負うことになりました。【新第6条第2項関係】
- ④既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定が整備され、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようになりました。【新第10条関係】

## 4 まとめ

上記のとおり、今回の法改正では規制対象となる取引が追加され、禁止行為も追加されるなど、実務に対する影響が大きなものとなります。また、近時、公正取引委員会の組織の充実化・拡大化が図られるなかで、下請法違反事案の摘発が活発化しておりましたが、今回の法改正を受けてさらに取適法違反事案の摘発が増加することが予想されます。

既に今回の法改正の内容について把握されている方も多いかとは存じますが、あらためて法改正の内容をご認識いただくとともに、改正内容等についてご不明な点があれば何なりと当事務所までご連絡いただければ幸いです。